

〈研究ノート〉

保育（自然と遊び）に関する教材化の研究（理論編）
— 幼児の散歩と自然との関わり —

阿部 宏行

はじめに

本校のこども学科の教育課程に、大学が独自に設定する科目に「自然と遊び」がある。幼稚園教諭二種免許状や保育士資格の選択必修科目である。

平成29（2017）年に改訂された幼稚園教育要領の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」には「7自然との関わり・生命尊重」が示された。この「自然との関わり・生命尊重」は、これまでも「環境」の領域で、多くを取り扱ってきた。これらの経緯も踏まえ、子どもにとっての環境である「自然」と、そこで育まれる心情や諸能力を明らかにする。また、「自然と遊び」の授業を、どのようなアプローチで学生に教材を示すかについての「教材化を図るための理論と実践」の研究である。

本稿（理論編）は、教材化に当たり、その背景となる理論構築を行うため、「自然と遊び」に関する歴史的な背景や法令を洗い出すことにした。また、喫緊の課題となっている幼児の散歩時の「安全」への配慮などに関する研究である。実践編については、「保育（自然と遊び）に関する教材化の研究（実践編）～構内の樹木を教材対象にして」として、令和2年度の「札幌大学女子短期大学部紀要 第69号（通巻第83号）」に掲載している。

1 「自然と遊び」について

その設定理由について、シラバス上のテーマは「動植物や自然事象などの自然環境は、幼児の感性を豊かにし、命を大切にす気持ちや思考力などを育てる。このような育ちを期待した時に、保育者自身が自然と関わり、心が揺さぶられる経験、科学的な思考を巡らす経験、命を見つめる経験が必要である。子どもの豊かな育ちを支えるため、自然を生活に取り込み遊びを充実させる知識・技能を蓄える」となっている。

到達させたい目標は、「子どもが自然と出会った時の感覚を共有することができる。動植物や自然素材、自然現象を生かした保育計画を立案することができる。子どもに経験さ

せたい自然とのかかわりについて、観察や飼育・栽培、自然事象や自然素材を活用した遊びなどの体験を通して実感する」である。

授業概要は、「子どもにとっては五感を働かせて自然と直接触れ合う経験が重要であることから、学生自身の自然への興味や関心を高める。また、子どもが身近な動植物や自然素材に親しみをもって接するとともに、生命の尊さに気付いたり、自然物を大切にしたりする気持ちを養うための知識や技能を身に付ける。その際、授業者の幼児教育や造形教育等の実務的な経験を活かして授業を展開するとともに、学内保育施設と連携し、実践力の向上を目指す。」である。

2 設定の根拠と関係法令

(1) 自然及び環境に関する法令と幼稚園教育要領の変遷

学校教育法第23条の三には「身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。」と記されている。

この法令を受け、昭和23(1948)年の「保育要領—幼児教育の手引き」(試案)には幼稚園と保育所の指導内容が12項目併記され、そのなかに「自然観察」¹⁾が示された。

その後、昭和31(1956)年告示の幼稚園教育要領には、6領域が設定され、その中に「自然」が提示された。この「自然」は、現行の5領域の「環境」領域に指導内容が引き継がれているといえる。

昭和39(1964)年告示の改訂では、「自然」の領域は継続され6領域と、137の具体的な「ねらい」が明記された。この改訂では「幼児にふさわしい環境を与え、その生活経験に即して総合的な指導を行う」²⁾ことが強調された。

ここでの「環境」の文言は、領域として特定するものではなく、子ども自身が自分の身の回りの「環境」に働きかけ、働きを受けて成長することが強調されているといえる。この「環境」は、その後の「環境を通して学ぶ」や「計画的に環境を構成し、工夫する」といった教育計画の基になる言葉となっている³⁾。

(2) 「環境」の領域に関する内容

昭和31(1956)年改訂の「自然」の領域には、望ましい経験として、「①身近にあるものを見たり聞いたりする、②動物や植物の世話をする、③身近な自然の変化や美しさに気づく、④いろいろなものを集めて遊ぶ、⑤機械や道具を見る」の5つが挙げられている。

自然事象に限らず、社会事象に至る幼児の身近にあるものが対象であったことがわかる。

平成元(1989)年には「自然」から「環境」の領域に改訂された。そこでは「周囲の様々

な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。」とされ、「身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。」などの3つのねらいが示された。

平成29（2017）年の幼稚園教育要領の改訂では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のなかに「7 自然との関わり・生命尊重 自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にす気持ちをもって関わるようになる」とある。

幼児は自らの生活を通して身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な遊びや活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験を重ねている。幼児は環境と関わり、その意味に気付いたり、理解を深めたりする。その際、教師は、理解を深めようとする幼児の試行や考えを支援するような指導が大切になるとしている。

3 自然と遊び

ドイツの教育学者のフレーベルは、1839年に生家のあるオーバー・バイスバッハ（旧東ドイツ）で、近隣の子どもを集めて、世界初の幼稚園（キンダー・ガーデン **Kindergarten**）を誕生させた。「子どもの庭」と称されるキンダー・ガーデンは、その名の通り、植物を慈しむように、子どもを育むことを意味しているが、その一方で、庭（自然）こそが、子どもを育てる価値を有していることを表している⁴⁾。

「環境」による保育には、人的環境もあれば、物的環境によるものがある。雪や雨、日の光、風などの自然現象、草木などの植物、そして、動物など、都市化が進んでいるところでも街路樹などの植物がある。学校教育に関連して「園庭」「校庭」などの言葉に「庭」があるのは、単に「広い場所」を意味するだけではないことが容易に推察できる。これは「庭」が学びの場であることを示している。「庭」は樹木や草花だけでなく、昆虫などの小動物の「生命」との出会いの場でもある。季節や天候なども含めると、「庭」は、学校教育において「教材」としての魅力に満ちている。

本校にも、計画的に植樹されたきた木々が配置されている。これらの樹木の種類は多く、季節に応じて剪定され、年中楽しむことができるように保全されている。

本研究では、幼児を取り巻く街路樹も含めた樹木や草花を「環境」の対象として、学生が実際に身近な自然と触れ合う体験を重ね、自然への気付きや動植物に対する親しみを深

めながら、子どもの資質能力が育まれる教材をつくることを研究の柱としている。本稿では、教材化のあり方を「理論編」として記載し、「実践編」と分けて論じている。

4 なぜ保育園児に散歩が必要か

自然とのふれあいによる情操の育成は、多くの論を待たずとも経験則からもいえる。また、フレーベルの幼稚園（キンダー・ガーデン：子どもの庭）設置の背景からも歴史的事実としてある。しかし、昨今の待機児童の解消などによる幼稚園や保育所の設置には、少なからず保育の質が低下しかねない状況にある。特に、保護者の勤務との関係が強い保育所は、ビルの一室を用いての開所など、「自然」とのふれあいの不向きな条件が重なる箇所もある。これらの条件を教職員の努力や工夫で行っているのが現状である。その際の場所は、自然とのふれあいを補う近隣の公園などが対象となっている。その目的地への移動とともに、道中の「散歩」が体力面での効果や、道々で出会う対象や事象が学びの糧となっている。

しかし、2019年5月に滋賀県大津市で「散歩中」に16名の幼児・保育士らが死傷する痛ましい交通事故が起こった。子どもの安全を優先する義務を負いながらも、防ぎきれない事故に対していかなる対応策を講じるかが喫緊の課題として検討も始まった。果たして素朴な疑問として、「散歩」は必要か。「自然」とのふれあいの必要性とともに、「散歩」の根拠を確認する必要がある。まず、保育所において、幼稚園にはない「散歩」の存在理由である。その上で保育士育成のプログラムの中に、幼児の安全に配慮した「散歩」のあり方などを授業内容に組み込む必要があるといえる。

①法的な理由による「散歩」

そもそも、幼稚園と保育所の設置に関して、どのような共通点や相違点があるのかの法的根拠を調べた。学校教育施行規則第36条には「幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、幼稚園設置基準の定めるところによる」とあり、具体的な内容について設置基準に定められている。幼稚園は、その設置に関わって「幼稚園設置基準 第8条」の【園地、園舎及び運動場】の項目があり、「園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする」（下線筆者）とある。

一方、保育所は「保育所に関する設置基準」に、次のように示されている。「児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）では、第一条児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（以下最低基準という）は、この省令の定めるところによる」

とあり、「第五章 保育所（設備の基準）」の第三十二条 保育所の設備の基準は、「五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ）」とある（下線筆者）。

幼稚園は、「同一敷地内」または「隣接する位置」に運動場（園庭）が必要である。一方、保育所は、その設置趣旨にある「託児」の考えから保護者の職場などとの関係で広い敷地を確保することが難しいこともあり、「屋外遊戯場」に関し「代わるべき場所」として、近隣の「公園」などが代替できるとしているのである。

近隣の「公園」での遊びを実施するためには、その目的地までの道中が「散歩」になるのである。幼稚園は敷地内の園庭で遊ぶことができるのに対して、保育所の散歩の必要性は、近接する代替地への移動として生じるのである。

② 散歩の意味や価値

ア 身体的な機能の発達や、その効果から

歩くことは、完全二足歩行の道を選んだ人類にとっては、進化の歴史そのものである。歩いて移動することが進化を促した⁵⁾。進化は脳を大きくし、新しい脳と呼ばれる「大脳新皮質」（知能、記憶、言語、創造、倫理、繊細な運動）を生み出した。歩くことは、食料の調達などの観点からも、人類が集団で生きるために欠くことのできない行為であった⁶⁾。その結果、歩くことで相対的に身体の発達を一層もたらしたといえる。

我が国では、大人が40分程度で移動できる距離の一里（約4 km）ごとに、疲れの具合から休憩所を設けていた。幼児の歩きは、速度も歩き方も異なる。幼児の散歩の場合では、1歳で1 km、2歳で2 kmという目安を推奨する人もいる。体力と気力が持続する長さには個人差があるので、これも目安でしかない。

乳児から幼児へと成長する過程で、寝返り、這う、立つ、歩くという営みは、人間の進化の流れであり、「立つ」ことから「歩く」そして「走る」などは、筋肉や神経など身体のあるものを発達させる基盤といえる。現在社会を鑑みても、「歩く」こと自体が極めて減少している中で、幼児期からの「歩く」という動作は、身体によい影響をもたらすといえる。

イ 外界からの刺激による知的な発達や、その効果から

二足歩行による脳の発達は、言葉の獲得を生み出し人間同士でのコミュニケーションが、一層活発化し、知的な能力を促した。身体的な発達は様々な知的な産物を生み出すこととなり、人類は進化とともに、文明・文化を築いてきた。

幼児の身近な環境との関わりを重点とする幼稚園教育要領の「環境」の領域には「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」⁷⁾とある。これらは言い換えると人類が進化の歴史と同じである。「歩くこと」で、外界からの情報を取り入れ、自らの資質・能力を高めることになることと同様の出来事なのである。

ウ 情緒などの情操を養うことや、その効果から

自然との関わりから、感情など情意や情操の育ちを短絡的につなげて考えることは難しい。

この難しさは、実験的な場面での人と人との関わりを、分析したり、アンケート調査したりしても、検証することができないことに由来する。

経験則として、幼児が、散歩で出会った草花との関わりがある。タンポポの綿毛を飛ばすことや、雨の日の水の流れなど、どれも驚きをもって、体験する出来事にてであっても、それをすぐに情操の育ちとつなげることができない。これは、レイチェル・カーソンのいう神秘や不思議さに目を見はる感性とする「センス・オブ・ワンダー」⁸⁾と同じである。

この同名の著書「センス・オブ・ワンダー」は、著者のレイチェルと、1歳8か月の甥のロジャーとの雨降る夜の暗闇の散歩から始まる。海辺にある家から、二人で夜行性のカニを探しに出かける。そこでロジャーは「すばらしいことに、彼は風の歌も暗闇も、波のとどろきもこわがらず、大自然の力に包まれた夜の世界を幼な子らしい素直さで受け入れ、“ゴース（おばけ）”をさがすのに夢中になっていました。」⁹⁾と記載している。その後も、ロジャーとの森の散歩を続けて、発見する喜びとともに記憶に刻まれていったという。レイチェルは「美しいものを美しいと感じる感覚、新しいものや未知なものにふれたときの感激、思いやり、憐み、賛嘆や愛情などのさまざまな形の感情」¹⁰⁾を自然が育むという。このレイチェルとロジャーの関係は、私たちに自然との直接的な関わりだけを教えているのではない。ロジャーが感じたことを受け入れるレイチェルとの対応は、子どもの情操を育む形を示している。「美しい」と思うのは、対象が美しいだけでなく、「美しい」と感じる自分（あなた）が、そこにいることが＜美しい＞のである。

遠藤利彦は「感情には、子どもと周囲の他者とをつなぎ、特別な絆を形成させ、またそれを通して、子どもの様々な心の発達を促し引き上げていく強力な力が備わっていると言えそうです」¹¹⁾といい、感情が他者との関わりに着目している。ここには「共感する関係」が成り立っている。もののへの共感があり、人へ共感があって、一層深まっていくといえる。

他者との関わりだけでなく、情操（感情）の育ちの一部でも垣間見ることができる。そ

れは、行為や言葉、音、そして絵に表すなどの「表現」である。感じたこと思ったこと
の思いを伝える表現の内実である。特に絵に表した場合は、記録として残る。また、子ども
のあらわれを経年変化で見取っていくことで成長（育ち）も垣間見ることができる。

5 「環境」としての自然

(1) 環境の対象なる内容

先の学校教育法第23条の「身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それ
らに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。」の対象になるのは、子ども
の身の回りにある「こと」（事象）や「もの」（対象）である。これらは、子どもが生活
する身の回りに存在するあらゆるものを「環境」と考えることができる。物質的なものも
あれば、四季や天候などの自然に関わること、また、親子・兄弟といった社会的な関係を含
むものもある。

これらの事象や対象に、子どもは働きかけ、また、対象から働きを受けて、様々なこと
を吸収することが「学び」である。つまり、幼稚園教育要領にもあるように、子どもは「環
境を通して学ぶ」という基本姿勢である。幼児の身の回りには「環境」には、親や友だち、
そして保育者といった「人（ひと）」（人的環境）がある。また、自然物や人工物などの「もの」
（物的環境）、そして、社会的なしくみなどの「こと」（社会的環境）などに分類される¹²⁾。

(2) 環境に関する保育者の役割

幼児教育においては「環境」となる対象に働きかける「学び」は、直接体験を重要視し
ている。そこには、知識伝達のような間接的な情報を吸収することでは得られない学びが
あるということである。幼児の成長に欠かすことのできない「環境」との関わりをどのよ
うに支援するかが保育者に求められている。

幼稚園教育要領では、「その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一
人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合
において、教師は幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、
物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、
様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない」¹³⁾とあるように物的・空間
的環境という言葉に換えて「環境を構成する」ことの重要性を示している。

6 幼児の目の高さで体験する

授業では、幼児の目を高さのおよそ60cmから65cmに想定して「動画」を撮影したも

のを映写した。学生は、大人での目線では、考えられない視界の違いに驚いた。また、大人の動作の速さは、危険な状況を出現させていた。カメラを駐車場に進め、停車している自家用車の運転席から見えない幼児の高さに安全に関する配慮の必要を感じていた。

安全面での配慮とともに、幼児の目の高さや視界のことを意識した指導が重要であることを授業から学んだ。

7 季節と自然

私たちの身の回りにある環境は、人工物のように変わらないものもあれば、日々刻々と変わる自然の様態がある。登園する時に感じる朝の景色、気温、風などの空気の寒暖や流れがある。また、雨上がりに見える虹などがある。昼には幼稚園や保育所で感じる日の光の温かさや日差しの強さがある。降園する時に感じる夕焼けや影の長さなどがある。一年を通して、街路樹の木々の芽吹きや紅葉がある。初冬には空から舞い降りてくる初雪との出会いがある。また、暴風雨、吹雪や大雪などの自然の脅威を感じるときもある。自然には、「もの」ばかりではなく、「こと」が存在している。

① 時間軸

自然との出会いには、一日の中でも朝昼夕という時間の流れがある。その時間の流れの中にも自然から感じ取ることができる違いや共通項がある。日の光、寒暖、風の強弱、木々や草花の香りなど、諸感覚を通して、感じ取り味わう自然である。

また、夜などは日中に味わうことのできない月の光や影、星の瞬き、闇の世界などもある。時間の変化は、見慣れた光景や同じ場所であっても感じ方が異なることから、別の世界が開かれ、様々なイメージを呼び起こすことになる。

② 天候などの変化

天候の変化による虹や夕焼けなどは、万人の心を揺さぶる。また、地面叩く雨音や雷などの音、風の音もある。真夏の夕立の後の草いきれの匂いなどもある。

自然の変化は、視覚ばかりではなく、聴覚や嗅覚までも刺激する。

前述のセンス・オブ・ワンダーにもあるように夜の散歩や雨の散歩には、自然の不思議さ・神秘

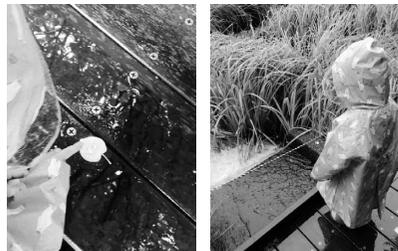


図1) 雨の散歩で、雫や川の流りに驚くY児(3歳)

さへの畏敬があり、受け入れる感性を呼び覚ます働きがある。

小さきもの弱きものへ心を寄せる「思い」である。幼児期などには、特に大切にしたい感性である。

③ 日常と非日常

季節を通して、感性が揺さぶられることがある。まるで、夏の雪のようなポプラの綿毛、初雪の予告のような「雪虫（トドノネオオワタムシ）」の発生などがある。また、空から舞い降りる雪に歓声をあげる。そして、降り積もった雪に触れる感触がある。季節を通して、日常から少し離れた非日常の世界を味わう時間も、自然からの恩恵である。

おわりに

先日の土曜日に、近隣の中規模の公園に出向く機会があった。しばらくすると、まだ歩行もおぼつかない幼児（推定2歳児）たち、5.6人が公園内を散歩していた。近在の保育園児であろうと推測できた。驚いたのは、その5.6人を引率しているのが、若い男性保育士1名だったのである。ほほえましく思えた散歩の風景も、一変し、危機管理など安全面での配慮が極めて脆弱で、恐怖を覚えた。幼児の一人が転ぶことや、泣くなど突発的な事故はいつでも起こり得る状況である。この若い保育士を責めることはできない。これが、現状なのである。幼児を預かる管理者や社会において、安全で安心できる保育環境の整備は喫緊の課題である。

日本国中のどこでも、毎日のように「散歩」にでかけている。保育士たちは、安全を確認しながら、複数の人員で、車道から離れた歩道の端を、子どもを守るようにしながら、「散歩」している現状にある。「散歩のガイドライン」などの法的な措置や、ガードレール等の歩道の整備などが必要である。安全という配慮を第一に考えた上での幼児の「散歩」は大切な学びがあるといえる。

代替地の公園までの道の安全な歩行が確保できないので「散歩を禁止する」としたならば、自然との関わりで育まれる感じる心や、「なぜ？」などの知りたいという意欲なども、後回しにされることになる。「安全」という名のもとに、室内だけに閉じ込められる子どもの育ちを想像すると、健やかな成長は望めない。

引用・参考文献

- 1) 藤岡秀樹『幼稚園教育要領の領域「環境」についての研究 -教育要領の変遷と評価に焦点を当てて-』京都教育大学環境教育研究年報, 第19号1, 2011
 - 2) 古橋和夫編著『子どもの教育の原理 -保育の明日をひらくために』萌文書林, 2011
 - 3) 奥井智久, 芦田宏『新子どもと環境 理論編』三見書房, 2008
 - 4) 辻井正『ベストキンダーガーデン フレーベル, モンテッソーリ, シュタイナー, レジオ・エミリア, ニキーチン, ピラミッドメソッドの幼児教育の現場に学ぶ』オクターブ, 2006.
 - 5) ヴァイバー・クリガン＝リード著, 水谷淳, 鍛原恵子訳『サピエンス異変 -新たな時代の「人新世」の衝撃』飛鳥新社, 2018, p 30
 - 6) 更科功『絶望の人類史 なぜ「私たち」が生き延びたのか』NHK出版新書541, NHK出版, 2018, p129-134
 - 7) 文部科学省『幼稚園教育要領解説(平成30年)』フレーベル館, 2018, p 26
 - 8) レイチェル・カーソン著 上遠恵子訳『センス・オブ・ワンダー』新潮社, 1996, p 23
 - 9) 同上, p 10
 - 10) 同上, p p 25-26
 - 11) 遠藤利彦『「非認知」の中核なる感情-それが発達にもとらすもの』『発達』No.163, ミネルヴァ書房, 2020, p 8
 - 12) 奥井智久, 芦田宏『新子どもと環境 理論編』三見書房, 2008
 - 13) 文部科学省『幼稚園教育要領解説(平成30年)』フレーベル館, 2018
- * マルギッタ・ロクシュタイン著, 小笠原道雄監訳『遊びが子どもを育てる フレーベルの<幼稚園>と<教育遊具>』福村出版, 2014
- * 岩槻秀明『お散歩の草花ポケットブック』いかだ社, 2019
- * 菅井啓之, 後藤沙貴『いのちと出会う 保育の自然さんぽ』ひかりのくに, 2017
- * 小泉昭男『園の身近な生きものと出あう探検ブック ~ウキウキ散歩』かもがわ出版, 2013
- * 森川紅, 後藤和佳子『身近な自然で楽しい保育!』ひかりのくに, 2016
- * 高橋京子『決定版! 12か月の自然あそび87』新星出版社, 2017

付記：本研究は、令和2（2020）年度札幌大学研究助成制度による研究成果である。